**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**規約

（名称）

1. 本会は、**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**と称する。

（事務局）

1. 本会の事務局は、**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**に置く。

（目的）

第３条　　本会は、岡山市放課後子ども教室推進事業（以下「事業」という。）に基づく事業の実施および本会の運営を行い、当該事業の推進と円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 地区実行委員会実施事業の運営及び周知
2. 事業の推進に必要な連絡調整及び研修機会の提供
3. 事業への意見の聴取
4. 事業実績及び事業成果の取りまとめ及び市民向けの周知
5. その他規約第３条の目的を達成するために必要な事業の実施

（役員及び委員）

第５条　本会には、委員を置く。委員定数は**（　　　　）**名とする。

２　　本会に、次の役員を置く。

　　　　（１）会　長　１名

　　　　（２）副会長　１名

　　　　（３）会　計　１名

　　　　（４）監　事　２名

　３　　　会長は、本会を代表し、本会のすべてを統括する。

　４　　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

　５　　　会計は、本会の会計に関する事務を執り行う。

　６　　　監事は、本会の会計に関し監査を行い、適切な指導を行う。

　７　　　役員は、委員の中より、互選により選出する。

　８　　　役員に欠員が生じた場合は、委員の中より、互選により選出する。その際就任した

役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の任期等）

1. 委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

　２　　　委員に欠員が生じた場合は、会長が後任の委員を人選し選任することができる。その際就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（予算及び決算）

1. 本会の予算は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

　２　　　本会の予算は、会長の承認を得て、これを執行することができる。

　３　　　本会の予算は、総会に諮り、これを定める。

　４　　　本会の予算は、会長の承認を得て、費目間の流用を行うことができる。

　５　　　本会の決算は、監事の監査を得て、総会に諮り、これを認定する。

（会議）

1. 本会の会議は、次のとおりとする。

　　　　（１）総会

（２）役員会

　２　　　本会の会議は、会長がこれを招集する。

　３　　　会議の議長は、出席委員の中より互選する。

　４　　　会議は、全委員の過半数以上の出席をもって成立したものとする。

　５　　　議決は、会議の出席委員の過半数以上の意思表示によって決定する。

　６　　　議決において、可否同数の場合は、議長の判断により決定する。

　７　　　会長は、本会の運営上必要と認める場合は、第８条第１項の定めによらず、臨時の会議を開催することができる。

（規約の改正）

1. 規約の改正は、総会の議決により行う。

（その他）

第１０条　　そのほか、本会の運営に必要な事項は、随時協議し、これを定めるものとする。

附　　則

　この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。

**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）委員名簿**

実施施設名【　　　　　　　　　　　　　　　】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通番 | 役職 | 氏　　名 | 住　　　　所 | 電話番号 | 備　　　考 |
| １ | 会長 |  |  |  |  |
| ２ | 副会長 |  |  |  |  |
| ３ | 会計 |  |  |  |  |
| ４ | 監事 |  |  |  |  |
| ５ | 監事 |  |  |  |  |
| ６ | 委員 |  |  |  |  |
| ７ | 委員 |  |  |  |  |
| ８ | 委員 |  |  |  |  |
| ９ | 委員 |  |  |  |  |
| １０ | 委員 |  |  |  |  |
| １１ | 委員 |  |  |  |  |
| １２ | 委員 |  |  |  |  |
| １３ | 委員 |  |  |  |  |
| １４ | 委員 |  |  |  |  |
| １５ | 委員 |  |  |  |  |